

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課
不利益処分名	特定建設作業の騒音の防止の方法等の改善命令
根 拠 法 令	騒音規制法
根 拠 条 項	第15条第2項
連 絡 先	(電話 621-5213 )
処 分 基 準	1 処分の要件 法第15条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき。
	2 処分の内容 法第15条第1項の規定による勧告を受けた者(当該建設工事を施工する者)に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。
	参 考 事 項 法第15条第1項 (罰則) 法第30条
設定等年月日	平成26年8月1日設定(令和3年4月1日最終変更)